

令和7年度 浜中町立霧多布小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え

(1) いじめの定義

「いじめ」とは本校に在籍している児童生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(2) 基本認識

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうるもの」

- ・ いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ・ いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ・ いじめ問題は学校の在り方が問われる問題である。
- ・ 関係者が一体となって取り組む必要がある。

(3) 基本的な姿勢

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童、教職員相互の温かな人間関係を築く。
- ③ 児童の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ④ いじめの早期発見、早期解決のために様々な手段を講じる。
- ⑤ いじめ問題について保護者・地域、関係機関との連携を深める。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) 未然防止のための基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・ 児童一人一人が認められ、お互いを思いやる雰囲気づくりや学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。
- ・ 児童の豊かな道徳心を培い、心の通う対人交流能力を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・ わかる授業を行い、児童生徒に基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童生徒の自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ・ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、「いじめのない学校」「誰もが元気にあいさつできる学校」を目指した児童会によるあいさつ運動や集会活動を実施する。

- ・「いじめ問題」に関する校長講話を全校朝会で行い、「学校としていじめは絶対に許されないこと」「いじめに気付いたときは、すぐに先生や周りの大人に知らせることの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を年間計画に位置付け、「いじめ防止等」に関する教職員の資質向上を図る。

② いじめの早期発見のための措置

- ・児童と共に過ごす時間を積極的に設けることを心がけ、児童を多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
- ・いじめアンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、年2回実施し、必要に応じ随時実施する。また、年2回のQ-U検査とその後の教育相談を実施し、いじめの発見のみならず困っていることや悩み等の相談を通し、信頼関係を形成する。
- ・児童及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を行う。
- ・ネットパトロールを定期的に行い、早期発見・早期対応できる校内体制を整える。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策の組織「いじめ対策委員会」の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長、教頭、教務研修部長、生徒指導部長、養護教諭、スクールカウンセラー
(※関係教員)

〈活 動〉

- ・いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、教育相談等)
- ・いじめ防止に関すること。
- ・いじめ事案に対する対応に関すること。
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること。

〈開 催〉

- ・月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- ・いじめ問題を発見したときは、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

- ・学校としての組織的な体制のもとで情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている側の児童の身の安全を最優先に考えて、いじめている側の児童に対して毅然とした態度で指導にあたる。
- ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。また、いじめることがどれだけ相手を傷付け、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。
- ・状況によっては、校長の指示により、いじめ対策委員会を開き、敏速な対応を行う。
- ・事実関係を正確に保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝える。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

（３）重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事案が発生した旨を、浜中町教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

（北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム、警察、児童相談所、ＳＣ、ＳＳＷ等の専門的知識を有する「いじめ問題対策協議会」の設置）

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

（４）学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずにいじめの事実把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価（１学期末・２学期末 児童、保護者、教員対象）の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

浜中町立霧多布小学校 令和7年（2025年）年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨や法を踏まえた学校の取組を保護者に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について いじめの定義は法第2条に次のとおり定められています。

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う
心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）
行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている



それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。そして、その画像は友達のための SNS を通じて拡散された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像のことを考えると、とても苦痛だ。



仲の良い友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、いじめとして認知し、解消に向けた対応が必要です。

いじめの対応について

- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
 - ・いじめが「解消している」状態とは、次の要件が満たされている必要があります。
 - ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3カ月を目安）。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- なお、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します（いじめの解消の判断は、学校いじめ対策組織を活用し、スクールカウンセラーなどを含めて判断します）。
- ・被害と加害の関係が比較的短期間で入れ替わることがあることを踏まえて、対応する必要があります。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「学校いじめ対策組織」を設置しています。

霧多布小学校 いじめ防止基本方針 の概要

○基本的な姿勢

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童、教職員相互の温かな人間関係を築く。
- ③ 児童の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ④ いじめの早期発見、早期解決のために様々な手段を講じる。
- ⑤ いじめ問題について保護者・地域、関係機関との連携を深める。

霧多布小学校 いじめ対策組織 の役割や活動

○学校におけるいじめの防止等の対策の組織「いじめ対策委員会」の設置

〈構成員〉 校長、教頭、教務研修部長、生徒指導部長、養護教諭、（※関係教員）

- ① 学校におけるいじめの防止（児童一人一人が認められ、お互いを思いやる雰囲気づくり等）
- ② いじめの早期発見のための措置（いじめアンケート・Q-U 検査・教育相談の実施等）
- ③ いじめ事案に対する組織的な対応
- ④ SNS 等を通じて行われるいじめに対する対策（情報モラル教室の実施等）
- ⑤ 保護者や地域、町教委、外部機関との連携

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめ等に関する相談がある場合には、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策委員会」を設置しています。気軽に相談願います。

霧多布小学校のいじめ対策組織 窓口（教頭）

連絡先 0153-62-2812（学校代表電話）

Q1 いじめかどうか迷った場合に、保護者はどのようにしたらよいですか？

A1 いじめの定義を踏まえて、「疑わしい」と思った段階で、学校の相談窓口で遠慮なく相談してください。学校では、相談のあった保護者や児童生徒からお話をうかがい、対応します。

Q2 「いじめの解消」はどのように判断するのでしょうか。心身の苦痛がなくなるケースもあるのではないのでしょうか？

A2 「学校いじめ対策組織」等の判断により、いじめを受けていた児童生徒が「心身の苦痛を感じていない」ことの判断については、本人及び保護者と面談等で確認し、スクールカウンセラー等の専門家も交えて判断します。

北海道教育委員会でも相談窓口を設置しています

道教委のホームページで、道のいじめに関する条例や基本方針の内容、いじめの調査結果などを確認できます。

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電 話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター（電 話）	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9～12 時 12～17 時
（メール）	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
浜中町教育委員会電話相談（電 話）	0153-62-2249 （指導室）	祝日・年末年始を除く平日 8時 30 分～12 時 13 時～17 時 15 分



子ども相談支援センターイメージキャラクター